

～令和 2 年から適用される近年の重要改正項目-所得税を中心に～

令和元（2019）年 12 月 20 日において、令和 2 年度の税制改正が閣議決定されましたが、平成 30 年度の税制改正において、特に所得税で今年（令和 2 年）から適用になる重要な項目がございます。

この時期、どうしても今年度の税制改正に目が行きがちですが、改めて平成 30 年度税制改正での重要な項目について述べていきます。

基礎控除の改正

令和 2 年分から所得税の基礎控除額につきまして、その年の合計所得金額に応じて以下の通り改正されております。（所得税法 86 条第 1 項）

個人の合計所得金額	改正後	改正前
2,400 万円以下	48 万円	38 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	
2,500 万円超	なし（0 円）	

なお、個人住民税につきましても、令和 2 年分から以下の通り改正がされております。（地方税法 34 条第 2 項）

個人の合計所得金額	改正後	改正前
2,400 万円以下	43 万円	33 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	なし（0 円）	

この改正により、年間所得合計金額が 2,500 万円を超える方は、所得税及び住民税の基礎控除が受けられないこととなります。

給与所得控除の改正

次表の通り、令和 2 年分所得税から給与所得控除の額が一律 10 万円引き下げられております。また、給与所得控除の上限額が、従前の「給与収入 1000 万円超で 220 万円」から「850 万円超で 195 万円」に引き下げられております。（所得税法 28 条第 3 項）

収入金額	改正後	改正前
162.5 万円以下	55 万円	65 万円
162.5 万円超 180 万円以下	収入金額×40%－10 万円	収入金額×40%
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%＋8 万円	収入金額×30%＋18 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋44 万円	収入金額×20%＋54 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円	収入金額×10%＋120 万円
850 万円超 1,000 万円以下	195 万円（上限）	
1,000 万円超		220 万円（上限）

ただし、給与収入が 850 万円超であっても、①ご本人が特別障害者②23 歳未満の扶養親族がいる方③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するいわゆる「介護世帯」のいずれかに該当する方は、850 万円超でも増税にならないよう、以下の額を給与所得から控除する規定が設けられております。（租税特別措置法 41 条 3 の 3 第 1 項及び 5 項）

[給与等の収入金額（上限 1,000 万円）－850 万円] ×10/100

公的年金等控除の改正

令和 2 年分の所得税から公的年金等控除額が一律 10 万円引き下げられております。

また、公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額には上限（最大で 195 万 5 千円）が設けられております。

なお、公的年金等以外にも高額所得がある方は、公的年金等控除額が更に引き下げられておりますので、ご注意ください。（所得税法 35 条第 4 項）

配偶者控除等の改正

基礎控除額の改正を受けまして、配偶者控除等の適用対象者も以下の通り改正がされております。（所得税法 2 条 1 項 33 号及び 34 号、83 条の 2 第 1 項）

控除名	改正後	改正前
配偶者控除	合計所得金額 <u>48</u> 万円以下の同一生	合計所得金額 38 万円以下の同一生
扶養控除	計配偶者及び扶養親族がいる方	計配偶者及び扶養親族がいる方
配偶者特別控除	合計所得金額 <u>48</u> 万円超 <u>133</u> 万円以下	合計所得金額 38 万円超 123 万円以下
	の同一生計配偶者がいる方	の同一生計配偶者がいる方

それぞれ所得金額が 10 万円引き上げられております。

以上が所得税の主な改正項目になります。

今回の改正で、年間所得金額が 2,400 万円を超える高所得者は基礎控除の削減等により税負担は増えると考えられます。

しかしながら、年間収入金額 850 万円以下の会社員の方は、給与所得控除が 10 万円引き下げになりますが、基礎控除額が 10 万円引き上げられますので、全体の控除額は変わらず、改正による税負担の影響は無いと考えられます。

大法人の電子申告義務化

最後に、大法人の法人税及び消費税申告についての重要な改正を述べます。

令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が 1 億円超の大法人に対して法人税、消費税等の電子申告が義務付けられております。(法人税法 75 条の 3 第 2 項、法人税法施行規則 36 条の 3 の 2 第 2 項、地方法人税法 19 条の 2 第 2 項、地方税法施行規則第 8 条第 2 項、消費税法 46 条の 2 第 2 項、消費税法施行規則 23 条の 4 第 2 項、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等による申告の省令 4 条)

該当する大法人は、事業年度開始の日から 1 ヶ月以内に所轄税務署長に対し、適用開始事業年度等を記載した「e-Tax による申告の特例に係る届出書」を提出する必要があるとございますので、早めの準備をお勧めします。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1801 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>